

令和7年4月25日（金）
住宅課 下竹（内線4362）
（ダイヤルイン 087-832-3581）

県営住宅家賃通知書の誤送付について

1 概要

4月21日（月）に発送した県営住宅家賃及び駐車場使用料の納入通知書の封書に、誤って他住戸の入居者あての家賃通知書が封入されていたもの。

2 経緯

- （1） 4月21日（月）に発送した県営住宅入居者の納入通知書（全3,653通）において、収入の激減等により家賃の再認定を行った入居者向けの家賃通知書（全90通）のうちの1通に、誤って別の方の納入通知書に封入されていたもの。
- （2） 4月23日（水）午後5時5分に納入通知書送付先の1人から指定管理者あてに「自分あてにきた納入通知書の封筒の中に別の住戸の方の家賃通知書が入っていた。」との電話連絡があった。
- （3） 4月23日（水）午後6時21分に住宅課職員と指定管理者がお宅を訪問し、当該家賃通知書を回収させていただいた。

3 流出した個人情報

- ・入居者の入居団地名、棟及び部屋番号並びに世帯主氏名、同居者氏名及び家賃金額（月額）、収入金額（月額）

4 対応

- ・誤送付した相手先に対して、住宅課職員、指定管理者が出向き、お詫びし、誤封入されていた家賃通知書を回収させていただいた。
- ・昨日、個人情報流出した方に対しても、お宅に訪問し、お詫びするとともに、再発防止策を講じることを説明した。
- ・現在、家賃通知書送付先の全住戸あてに電話による確認作業（送付物の到着、中身が揃っているか、文書の宛名が本人と一致しているかの確認）を行っているところである。

5 再発防止策

- ・今後、通知文書発送については、現在行っている2重チェックに加え、作業員以外の者による更なる内容物確認（3重チェック）を行い、再発防止策を講じる。
- ・また、複数の通知文書を同封して送付するのではなく、通知文書ごとに個別に封入して送付する。